

令和6年11月27日

取組の実施状況

【企業等の概要】

名称	中村太郎税理士事務所
所在地	東京都新宿区西新宿7丁目4番7号イマス浜田ビル3階
業種	学術研究、専門・技術サービス業
常用労働者数	16名
事業内容	税理士事務所
ホームページ	https://nakamura-taro.com/

この度、弊社では、社内プロジェクトチームを立ち上げ「男性育業推進リーダー」を設置しました。プロジェクトチームにおいて、男性育業に係る現状と要望等の調査結果の分析や男性育業推進に向けた取組の検討等を行い、今後3年間の男性育業取得率の目標を設定し、取組計画の策定を行いました。3年後の目標達成に向けて、男性育業を推進していきます。

1 男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置	
①設置日	令和6年 11月 1日
②メンバー	総計 3 名 (うち都内勤務の男性労働者 2 名)
	(メンバー内訳) 所長、男性育業推進リーダー1名、男性従業員1名
2 男性育業に係る現状と要望等の調査	
①実施日	令和6年 11月 5日
②方法	都内勤務の男性労働者に配布、集計
③回収率	対象者 (都内勤務の男性労働者) 9 名のうち回収数 8 名
	回収率 88.89 % (回収数/対象者)
④調査結果概要	(調査により明らかになった課題等 改正育児休業法の内容について半数以上が知らない 男性育業取得には、男性自身の意識、代替要員の確保、職場や社会の認識の変化、賃金補償が求められる フレックスやテレワークといった多様な働き方が求められる 制度周知、上司からの働きかけ、経験者事例紹介、代替要員確保が必要 ●意識変化と代替要員の確保が課題
3 男性育業取得率の目標設定及び取組計画の策定	
①目標男性育業取得率 (※)	・男性育業取得率の目標設定【1年度目】 57 % ・男性育業取得率の目標設定【2年度目】 64 % ・男性育業取得率の目標設定【3年度目】 71 %
②取組内容	令和7年 1月～ 管理職含む40代以上の役員、社員に対して意識改革研修を行い、男性育業の現状や他社例について周知する (定期的開催)
	令和7年 1月～ 男性育業を阻害する非効率な業務、属人的業務の見直しプランを管理職と作成する。標準化、マニュアル化を進めることで休むことの罪悪感がない職場、管理職が容認しやすい職場にする

(様式) 社外周知用・東京都ホームページ掲載用

(3年計画)	
4 グループ企業等との連携・取組	
① 企業等名称	株式会社アジリティ
②所在地	新宿区西新宿七丁目15番10号井上ビル2F
③グループ企業等における取組内容	<ul style="list-style-type: none">・今回の事業で得た知識・情報について、自身の企業内に研修を行うことで周知し、意識改革および男性育業推進のための支援を行う（情報更新を目的に年1度実施）・自社だけでなく広く他企業の事業主にも周知していくことで日本社会の認識を変えていくことを目指す（随時実施）